

**府中市サッカーリーグ**  
**府中市シニアサッカーリーグ（O-40 / O-50）**  
**令和4年度 実施要項**

<b>大会名称</b>	府中市サッカーリーグ・府中市シニアサッカーリーグ（O-40、O-50）
<b>主催</b>	府中市サッカー連盟
<b>会場</b>	府中市郷土の森サッカー場、府中市是政運動広場、朝日フットボールパーク

**参加資格**

- (1) 一般の部
  - ① 府中市に在住、在勤及び在学している者で、16歳以上で構成されたチーム。
  - ② 連盟で認めたチーム及び選手
  - ③ チーム代表者は、20歳以上の者とする。
- (2) シニア（O-40）の部
  - ① 府中市に在住、在勤している者で、40歳以上で構成されたチーム
  - ② 連盟で認めたチーム及び選手
- (3) シニア（O-50）の部
  - ① 府中市に在住、在勤している者で、50歳以上で構成されたチーム
  - ② 連盟で認めたチーム及び選手
- (4) 上記（1）～（3）の規定のほか、次の各号に該当するチーム及び選手は参加を制限する。
  - ① 地域リーグ（社会人・大学リーグ）より上部リーグに登録している選手
  - ② 連盟に出場を停止されている選手とチーム
- (5) 登録選手の年齢起算日は、当該年度3月31日付とする。
- (6) チームは、応急手当の用意をし、あわせてスポーツ傷害保険等に加入して大会に参加する。
- (7) チームに割り当てられた当番及び審判について、責任もって務めること。  
(府中市サッカーリーグ実施要項の補足事項を参照)

**競技方法及び規則**

- (1) 試合方法は、一般（1・2部）及びシニア（O-40、O-50）と部門別にリーグ戦方式とする。ただし、参加チーム数により複数ブロックによるリーグ戦ののち順位決定戦を行う場合がある。
- (2) 試合時間は、**一般（1部）については70分（インターバル10分）**とし、それ以外のカテゴリについては**60分（インターバル10分）**とする。ただし、シニア（O-50）については、**50分（インターバル10分）**とする。
- (3) 試合中の選手交替は、当日登録の選手の中から1部及び2部については、随時8人とし、シニア（O-40、O-50）については、随時11人とする。尚、シニア（O-40、O-50）については、**再交代**（\*交替して退いた選手の再出場）を認める。ただし、選手は前後半それぞれ1回の出場に限る。
- (4) 試合成立人数は、試合開始時に7人以上とし、11人に満たない場合は交替選手の中から随時追加出場できる。ただし、追加出場した選手は、交替選手の数に含まれる。
- (5) 試合中に退場処分を受けた選手は、次の1試合には出場できないものとし、その後の処分については、府中市サッカー連盟（以下「連盟」という。）内フェアプレー委員会で審議のうえその後の処分を決定する。
- (6) この条の規定のほかは、当該年度の（公財）日本サッカー協会競技規則に準ずる。

## 参加人数

- (1) 参加人数は、1チーム35人以内とする。ただし、35人に達していないチームにおいて追加を認め、当該年度の**5月1日以降**は、随時登録変更を認める。
- (2) チーム役員として、代表者、運営委員、役員補佐をおき、試合参加する場合は選手登録票の選手欄へも必ず記入すること。
- (3) 選手の追加及び変更する場合、追加及び変更する選手が出場する試合の2週間前までに、所定の手続きをもってリーグ事務局の承認を得なければならない。

## 順位決定

- (1) リーグ戦の勝ち点は、次のとおりとする。
  - ① 【勝ち】3点 【引き分け】1点
  - ② 【負け】0点 【不戦敗】-1点又は-3点（不戦敗における点数は「0対4」）
- (2) 試合当日2週間前までに、試合ができない旨の申し出があった場合、勝点-1点はつけないものとする。また試合当日における不戦敗は勝点-3点とする。
- (3) 順位の決定は、勝点により決定する。同点の場合は、①得失点差 ②総得点 ③該当チームの対戦間の勝者の順で決定する。
- (4) 上記(3)で、対戦間同士が引き分けで、優勝並びにリーグ昇格及び降格に係わる場合は、決定戦を行う。
- (5) 上位リーグへの昇格及び降格は、1部8位チームと2部3位チーム、1部9位チームと2部2位チームとの間で入替戦を行い、1部10位と2部1位チームは自動入替えとする。

## 罰則及び失格

- (1) 次の各号のいずれかに該当するチームは、罰則を負うものとする。
  - ① 試合開始時間に出場選手が6人以下のチーム
  - ② 未登録の選手が試合に出場したチーム
  - ③ メンバー表を未提出のチーム
  - ④ 選手登録票を不携帯のチーム
  - ⑤ 審判を怠ったチーム
  - ⑥ 当番を怠ったチーム
- (2) 前項①から④に該当したチームは、その試合は当日における不戦敗とし、0対4で負け、勝点-3点とする。
- (3) (1)項⑤及び⑥に該当したチーム並びに、前項の不戦敗を2回行ったチームは、それ以後の試合はできるが、当該年度の全試合の勝点は没収とする。
- (4) 前項対象チームの、次年度へのリーグ参加については、連盟常任理事会により参加可否を決定する。

## その他

- (1) 一般（1部）及びシニア O-40、O-50 の優勝チームは、2月開催の三多摩大会及び次年度の以下大会への出場権を有する。その他の各大会における代表決定方法は、各大会要項等により連盟が別に定める。
- ① 都民体育大会（5月） 【一般】
  - ② 区市町サッカー選手権大会（6,7月） 【一般】
  - ③ 都民生涯スポーツ大会（9,10月） 【O-40、O-50】
- (2) 各チームは、応急手当の用意をし、あわせてスポーツ傷害保険等に加入して大会に参加する。  
万一の事故・ケガについては、各チームで責任をもって対処し、当連盟では一切の責任を負わない。
- (3) 本実施要項に関し、必要な事項は連盟が別に定めることができる。

以上

【令和4年3月一部改正】